

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和3年5月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和3年5月14日（金曜日）

午前10時20分開議

午前10時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第5号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

議案第7号 専決処分の報告及び承認について

出席委員(8人)

委員長 緒方 勇 二

副委員長 西山 宗 孝

委員 岩下 栄 一

委員 溝口 幸 治

委員 高野 洋 介

委員 濱田 大 造

委員 松野 明 美

委員 島田 稔

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 白石 伸 一

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 村上 徹

政策審議監 千田 真 寿

首席審議員兼財政課長 梅川 日出樹

税務課長 久保田 健 二

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松本 淳 一

政務調査課主幹 内布 志保美

午前10時20分開議

○緒方勇二委員長 ただいまから、第3回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることとしました。

なお、本日の委員会は、あらかじめ告示された事件及び緊急を要する事件のみを審議する臨時会での委員会であり、本会議を休憩しての開催でもありますので、質疑応答は付託議案に関するものだけに限らせていただきます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに総務部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに白石総務部長。

○白石総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和3年度5月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算としまして、82億円余を計上しております。これに、今回併せて報告いたします令和3年度4月及び5月の補正予算の専決処分3件を含めた補正後の予算規模は、8,834億円余となります。

また、令和2年度3月補正予算の専決処分のほか、条例改正に係る専決処分につきましても、併せて御報告させていただきます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、条例改正の専決処分につきましては税務課長から御説明申し上げますので、よろしく御願ひ申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、上段の令和3年度4月補正予算1は、4月16日に専決させていただいたもので、議案第3号になります。

内容は、ワクチン接種体制の充実に係る支援事業、7,300万円、低所得の子育て世帯への生活支援に係る給付金、2億8,600万円、生活福祉資金の貸付原資の増額、39億1,000万円、外国人材受入れ事業者への支援、2億1,500万円、「くまもと再発見の旅」事業、36億8,100万円でございます。

次に、下段の4月補正予算2は、4月28日に専決させていただいたもので、議案第4号になります。

内容は、熊本市中心部への営業時間短縮要請に伴う協力金、15億400万円でございます。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

上段の令和3年度5月補正予算1は、5月5日に専決させていただいたもので、議案第5号になります。

内容は、有明保健所管内2市4町への営業時間短縮要請に伴う協力金、3億5,400万円でございます。

下段の5月補正予算2につきましては、本

日の臨時会に提案しているものでございます。議案第1号でございます。

内容は、ワクチン接種体制支援事業、6億3,700万円、営業時間短縮要請の熊本市全域への拡大や有明保健所管内を含めた期間の延長に伴う協力金、50億3,200万円、営業時間短縮要請や外出自粛等の影響を受けた事業者への一時金、7億7,400万円、感染拡大防止対策に係る飲食店認証制度の創設、3億900万円、宿泊事業者による感染防止対策等への支援、15億1,700万円でございます。

3ページをお願いいたします。

4月補正予算1から今回提案しております5月補正予算2までの合計は182億9,400万円となり、補正後の予算規模は8,834億800万円となります。

下段に、参考として、感染症対応に係る予算の累計額を記載しております。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

4ページと5ページが歳入予算の内訳となっており、5ページ上段の9、国庫支出金がほとんどを占めておりますが、14、諸収入として、営業時間短縮要請協力金に係る関係する市、町の負担金を計上しております。

また、6ページと7ページが歳出予算の内訳で、一番右側の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

資料の8ページをお願いいたします。

こちらは、令和2年度3月補正予算でございます。3月30日に専決させていただいたもので、議案第2号でございます。

内容は、令和2年度に行いました営業時間短縮要請に係る協力金の決算見込みを踏まえた減額や歳入欠かん債の発行可能額確定に伴う歳入予算の更正などでございます。

この結果、令和2年度の最終予算額は、1兆1,158億7,900万円となっております。

9ページと10ページが歳入予算の内訳、また、11ページと12ページが歳出予算の内訳で

ございます。

予算の総括説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

条例改正に係る2件の専決処分につきまして、御報告を行い、承認をお願いするものでございます。

資料の13ページをお願いいたします。

第6号議案は、熊本県税条例等の一部改正に係る報告及び承認についてでございます。

資料飛びまして、25ページの条例の概要で御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨としましては、令和3年度税制改正に伴い、地方税法等の一部改正が行われたことを受け、所要の改正を行ったものでございます。

令和3年3月31日に公布された改正法のうち、4月1日施行の部分に関し、地方税法と県税条例の内容にそごが生じないよう、3月31日に専決処分を行い、4月1日に施行したところでございます。

2の主な改正内容について御説明いたします。

(1)は熊本県税条例の一部改正についてでございます。

ア、不動産取得税の(ア)は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービスクラスつき高齢者住宅である一定の新築貸家住宅及びその用に供する土地などの取得に係る税額の減額措置の適用期限を2年間延長したものでございます。

(イ)は、住宅及び土地の取得に係る標準税率を100分の4から100分の3に軽減する特例措置の適用期限を3年間延長したものです。

イ、軽油引取税は、船舶や農林業等の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置、いわゆる免税軽油の制度につきまし

て、適用期限を3年間延長したものでございます。

ウ、自動車税については、(ア)から(エ)までが、自動車の取得に対して課される環境性能割について、(オ)が、自動車の所有に対して毎年度課される種別割についてでございます。

(ア)は、2030年度の新たな燃費基準の下で、環境性能割の税率区分を見直したものでございます。

(イ)は、令和元年10月1日から実施している環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長したものでございます。

(ウ)は、バリアフリー車両、ノンステップバス等でございますけれども、それらにつきまして、取得価格から一定の額を控除する課税標準の特例措置について、一部制度の拡充を行った上で、適用期限を2年間延長したものでございます。

(エ)は、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したトラック、バスについて、取得価格から一定の額を控除する課税標準の特例措置について、一部制度の拡充を行った上で、適用期限を7か月間延長したものでございます。

(オ)は、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重課、重くする種別割の特例措置について、重点化等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長したものでございます。

(2)は熊本県税条例の一部を改正する条例の改正についてでございます。

この条例は、昨年の6月定例会にて可決、成立したものでございますが、令和4年4月1日に施行を予定している法人県民税に係る規定の中で引用している地方税法の条項につきまして、法改正により項のずれが生じたため、規定の整理を行ったものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして26ページをお願いいたします。

第7号議案は、熊本県税特別措置条例の一部改正に係る報告及び承認についてでございます。

隣の資料27ページの条例の概要で御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨は、半島振興法などの関係省令の一部改正を踏まえまして、関係規定を整理したものでございます。

改正省令が令和3年3月31日公布、4月1日施行であったことから、3月31日に専決処分を行い、4月1日に施行したところでございます。

2の主な改正内容について御説明いたします。

半島振興法や離島振興法等に基づき、一定の要件を満たした上で、県税である事業税や不動産取得税の不均一課税——税率の軽減でございますけれども、または課税免除を行った場合には、国による減収補填の制度が設けられておりまして、その期限が延長されたため、関係規定を整備しております。

(1)は半島振興法に基づく不均一課税の対象となる施設または設備の取得期限を、(2)は離島振興法に基づく課税免除の対象となる設備の取得期限を、(3)は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法に基づきます課税免除の対象となる施設の取得期限を、それぞれ2年間延長したものでございます。

(4)は半島振興法に基づく土地に対する不動産取得税の不均一課税について、本則税率の100分の0.4を100分の0.3に軽減する特例措置の対象となる土地の取得期限を2年間延長したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、繰り返しになりますが、質疑は付託議案に関するもののみとさせていただきますので、委員の皆様の御協力をお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

質疑はございませんか。

○濱田大造委員 1ページの専決で、「くまもと再発見の旅」事業というのに予算がついていますが、これは、蔓延防止とかで事業がどうなっているのか、再開のめどとかどういうふうにされているのか教えてください。

○梅川財政課長 財政課でございます。

この「くまもと再発見の旅」事業につきましては、全額国の補助事業を活用して予算化したものでございます。

国から36億8,100万円の内示がございましたので、早急に予算化をしたところでございますが、県内の感染拡大の状況を踏まえまして、現時点では執行せずに事業はストップしている状況でございます。

この事業は、国のステージ2相当以下の場合を前提とした事業でございますので、県内の感染状況を見極めながら、事業を実施するかどうかは判断をしていくことになると考えております。

○濱田大造委員 関係の業者さんは、すごい期待されていると思うんですね。どうなっているかというのは気になっていると思いますので、その辺の周知をですね。感染が抑えられたら、速やかに使えるようにお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○高野洋介委員、確認なんですけれども、8ページの飲食店等の営業時間短縮要請協力金の補正なんですけれども、ということは、もう89億円余精算されたということなんですけれども、全てもう支払い済みということで確認したいんですけれども。

○梅川財政課長、令和2年度中に合計4回実施いたしました時短要請協力金については、現段階では、最終の支払い手続を商工労働部のほうで実施している状況だと承知しております。財政課のほうでは、支払いまで全て完了したかどうかについては、申し訳ございません、現時点では確認できておりません。

○高野洋介委員 ここは非常に、飲食店のほうからも、いろんな方からも、遅いと、とにかく遅いと。日々もう支払いのほうは、それぞれの事業体はされていますよね。ですから、そこはスピード感を持って今度の蔓延防止の関係もぜひやってもらいたいのと、それに応じて、なぜ遅いのかなというのをいろいろ考えたときに、やっぱり、まあ直接総務じゃないんですけれども、多分商工のほうの人手不足だとか、いろんな問題があると思います。

ですから、こういう予算をつくるのは当然なんですけれども、予算の執行を皆さん方がきちっと把握をし、なぜ遅いのかというのを分析して、で、遅くならないように、どういうふうに手当てをするのか、人的な手当てが必要なのか、ほかにも手当てが必要なのかというのをしっかりと把握した上で、円滑な予算の執行を働きかけてもらうようお願いしていきます。これは要望で構いません。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○溝口幸治委員 個々のこの議案というよりも、この議案を遂行する上で大事なことをいうことを1点ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、これは、それぞれの市町村がしっかり責任を持ってやっていく、市町村と連携してやっていくことになると思うんですが、昨今、ワクチンの接種で、市町村長が接種することが、いかにも早く接種することが悪いような雰囲気があるんですが、知事も含め、危機管理に最前線で当たる方々が、仮に感染したりあるいは濃厚接触者になったりすると、やっぱり事業が停滞するんですね。

そういう意味では、こういうやつをしっかり推進していく上では、知事はじめ市町村長、こういった責任のある方々、あるいは担当部署によっては接種が好ましい部署があると思いますので、聞くところによると、廃棄する寸前のものを、廃棄するよりも接種したほうが良いという判断でやられた自治体もあるというふうに聞いていますが、そういった接種しにくい雰囲気というのがちょっと出てきそうな雰囲気がありますので、熊本県だけは、危機管理上、やっぱりそういう雰囲気が出ないように、きちっと市町村のパートナー役である総務部のほうからでもしっかりメッセージを出すべきだと思いますけれども、明日以降、また蔓延防止措置等々も含め本部会議とかがあると思いますので、その中でもしっかりその辺りを議論して、そういう雰囲気にならないようにぜひ心がけていただきたいと思います。その点について総務部長から何かあれば。

○白石総務部長 ありがとうございます。

ワクチンの接種につきましては、先ほど知事の説明要旨にもありましたように、やっぱり今後の安全保障等の鍵ということで、県としても、このワクチンの接種をいかに早く進

めていくかというのが重要な課題だというふうに思っております。

一応、今、総務省とか厚労省からも、市町村のワクチンの接種のスピード感とかその辺も言われて、調査もしているところございまして、それから、市町村の今の実情あたりもしっかり把握しながら円滑に進むようにしております。やっぱり一番の課題は、医療従事者とか注射を打つ人がなかなか足りないというところが悩みとしてあるようございまして。

今溝口先生おっしゃいましたように、どういふ方々を先に打っていくかというのを、大まかに高齢者とか医療従事者とかになっていまして、その辺りをいかに円滑に、またどういふ人をやっていくかというのは、市町村でも判断がいろいろあるかと思っておりますけれども、今いただいた御意見も踏まえまして、明日また本部会議もございまして、それから、今日だったか、市長会長、町村会長さんとは意見交換も予定しておりますので、そういうところでも話をし、しっかり連携取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 よろしく申し上げます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○高野洋介委員 関連で。ということは、今、療養ホテルがありますよね。これは、県庁の職員さんが当番で行っていますよね。割り振りしながら行っていますけれども、そこは、私は、直接的にコロナの患者さんを受け入れているホテルですから、行く人は、率先してどころか、医療従事者並みのスピード感を持ってワクチンとは向き合って接種する必要があると思っておりますけれども、総務部長、どうなんですか、そこは。

○白石総務部長 すみません。そのところが今どういふふうな整理がされているかというのは、ちょっと健康福祉部のほうに確認しないと明確には分からないんですが、おっしゃいますように、確かに患者と接触するようなところは、やはりそういった考え方も持つ必要があるかと思っておりますので、そこはちょっとまた健康福祉部と協議させていただければというふうに思っております。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○島田稔委員 2ページ、営業時間短縮要請協力金事業、3億5,400万円、これは城北の荒玉の協力金も入っていると思うんですが、私も、4～5日前に荒尾市内の飲食店組合の関係者とちょっと意見交換しました。

荒尾市の場合は、2万5,000円、8割から9割のお店が助かります。ただ、中には大手もあるんですね。したがって、その大手は、1億円以上うちは売っているんだと。それでおっしゃったのが、うちは店を閉めれば日々20万円もらえると。ただ、そこには長いこと勤めた従業員がおるし、家族もいますと、そこには多くの納入業者もいるんだと。したがって、私は店を閉めるわけにはいかぬから、本来は20万円もらえるんだけど、7万5,000円でやっていきますと、こういうお話をいただいたところでした。

その方がおっしゃったのは、もう毎回話出ていますが、スピーディーに、早急にやっぱり支給金を支払ってくれという声は多いんですが、やっぱり透明性を確保するためには、中には、お店で、いわば確定申告、決算書をベースとした補償も検討していただけたらうかという意見もいただいたところです。

そういう意見交換しましたので、ちょっと報告をしたところでありますが、あわせて、

もうこれはいいですけども、そのとき、山梨方式、2～3日前に商工3団体が要望は出しておられるみたいですけども、ほとんどの小さな飲食店については非常に厳しい状況だと、これを導入すれば。というのが、うちの店やったら3人しか入れられない、山梨方式だったら、それはもうちょっとやっていけぬと、こういう声もあったみたいですから、報告だけはしておきます。

何か答弁があれば、よろしくお願ひします。

○梅川財政課長、財政課でございます。御意見ありがとうございます。

時短要請協力金の早期支給に向けましては、外部委託も積極的に活用しておりますし、会計年度任用職員なども増員しながら、申請受付後は速やかに対応できるようにと考えております。

また、今御意見ございました山梨方式の認証制度の予算についても、今臨時会に関連の予算を3億円ほど計上しております。

その認証制度の中身については、現在国と協議中のところもございますので、ただ、これまで県のチェックリストで県独自に呼びかけてまいりました感染防止対策については、いま一度内容を点検した上で、今後飲食店の感染防止を徹底していくためにも、県内統一の基準を定めた取組というのが重要になってくると思っておりますので、この予算についても、議決いただいた後、速やかに実行に移して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○島田稔委員 ありがとうございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで付託議

案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号から第7号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、陳情、要望書が2件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第3回総務常任委員会を閉会します。

お疲れでございました。

午前10時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長